



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和6年4月25日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
森林活用推進課	森林吸収源対策係	村土 秀巳	内線 4346、4349
森林吸収源対策室	緑化推進係	大橋 吉隆	直通 058-272-8821 FAX 058-278-2702

G-クレジット（第1回）認証証等交付式の開催について

県では、健全で豊かな森林づくりを推進するとともに、「脱炭素社会ぎふ」を実現するため、令和5年11月からG-クレジット制度^{※1}の運用を始めています。

このたび、初となるG-クレジットを認証するとともに、G-クレジットの購入や普及啓発を通して、県の森林づくりを応援するパートナー^{※2}へ登録証を交付します。

記

1 日時 令和6年5月14日(火) 14:00～15:30

2 場所 県庁1階 ミナモホール（岐阜市藪田南2-1-1）

3 内容

(1) G-クレジット認証証の交付

- G-クレジット被認証者

中津川市長	<small>おぐり</small> 小栗	<small>ひとし</small> 仁志
東白川村森林組合長	<small>むらくも</small> 村雲	<small>よしひで</small> 義英

◆認証量：538t-CO2

- ・中津川市 : 434t-CO2
- ・東白川村森林組合 : 104t-CO2

(2) G-クレジットの森・応援パートナー登録証の交付

- G-クレジットの森・応援パートナー被登録者

(3) 基調講演

- ・演題：（仮）地方自治体による独自のカーボン・クレジット制度の果たすべき役割と今後の展望
- ・講師：岐阜県立森林文化アカデミー学長 わくい 涌井 しろろ 史郎

※1 G-クレジット制度（正式名称：「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度）

県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を「クレジット」として県が認証する、県独自の森林由来のカーボン・クレジット制度。認証されたクレジットは取引可能で、購入者はカーボン・オフセット等に活用できる。また、クレジットの創出者は、取引による収益を活用して森林整備につなげることができる。

※2 G-クレジットの森・応援パートナー登録制度

G-クレジットの購入や普及啓発に取り組む企業等を、森林づくりを応援するパートナーとして、県が登録・公表する制度。G-クレジットの認知度を高め、一層の創出及び需要の拡大を図る。

<参考>

1 クレジットの認証・発行までの流れ

- [初年度] 対象森林の登録、審査
間伐など施業や森林の巡視を実施
- [2年目～] クレジットの認証・発行（前年度までの森林の成長量を年度単位で認証）
間伐など施業や森林の巡視を実施

2 クレジットの取引方法

- ・売りたい方と買いたい方との「相対取引」を基本とし、売買価格と売買量を決定
（県内外のどなたでも1t-CO₂単位で購入可能）
- ・クレジットの情報は、G-クレジット制度運営事務局のウェブサイトに掲載予定
- ・クレジットは転売不可（有効期限はクレジット購入から5年）

3 クレジットの主な活用方法

- (1) 地域貢献
 - ・事業所や工場等の所在地域や、その上流域の森林づくりを応援
- (2) カーボン・オフセット
 - ・事業活動や会議・イベント開催で排出される温室効果ガスをオフセット
 - ・製造などの過程で排出される温室効果ガスをオフセットした製品やサービスの提供
- (3) 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例
 - ・温室効果ガス排出削減計画実績報告書における補完的手段による削減量として報告
- (4) 県発注工事の工事成績評価における評価
 - ・クレジットを購入し、地域の森林づくりに貢献したことを評価対象項目に追加

4 今後のスケジュール（予定）

- ・令和6年5月14日：G-クレジット（第1回）の認証・発行、取引開始
- ・令和6年8月頃：G-クレジット（第2回）の認証
- ・令和7年2月頃：新たなクレジット対象森林の審査・登録